**大阪府景観審議会 屋外広告物部会　会議要旨**

都市空間創造室

・平成27年6月30日（火）10:00～正午

・大阪府咲洲庁舎18階　会議室

・出席委員：亀田委員、長町委員、松本委員、若本委員、梅原専門委員、

広井専門委員、冨田専門委員

**□ＬＥＤ等照明広告の規制のあり方について**

【委員】

　長い間検討していた、ＬＥＤ等照明広告の規制について、「LED等照明広告についてのガイドライン(案)」の審議を行いたい。事務局から説明をお願いする。

【事務局】

　内容説明

【委員】

　ありがとうございました。説明にもあったとおり、ガイドラインを実際にやってみてどのような状況が生まれるのか、現実的にガイドラインに沿って取り組んでもらえるのかという実現可能性を含めて、LED等の照明の事例を積み重ねて次のステップに入っていきたい。条例のような権力的規制にあたるかどうかは議論するとして、地域におけるまちづくり・景観づくりとしてこれでよいかどうか。

対象地域については、基本的に住居系だが住居が設置されている可能性のある市街化調整区域を含めて広くとっている。ガイドラインなので、ここまで広げてもよいのではないかと思うが、対象地域の設定はこれでよいのかということ。また、設定した地域以外から50ｍのところから該当地域に発光面が向いている、その向いていることをどうやって判断するのか、どのように許可の手続きの中でチェックができるのかということになるが、実際に設置した場合を含めてより細かく表現すべきなのかどうかというところ。

また、CIEの基準を参考に輝度も議論してきたが、ガイドラインということもあり800カンデラ(以下 cd/ｍ２)にしているが、住居の近傍に取り付けないといったことも含めてこれでよいか。また、その他配慮事項に関しては、記載している内容以外に配慮すべき内容はないか。そのようなことについて議論していただきたい。

　まず、ガイドラインの設定をして、実際にやってみて事例を収集し、次に検討していくという方向づけでよいか。ご意見があればどうぞ。

【委員】

LEDの照明広告ということで夜間になっているが、夜間だけでよいのか。日中点滅している看板はどうするのか。

【委員】

点滅の関係については配慮事項で出ているが、日中も当然含んで、許可申請のときに議論していただく形になるかと思う。

【事務局】

　これまでの議論でいくと、昼間に何をやってもいいというわけではないが、800ｃｄ/ｍ２という部分がどうしても夜ということになっていたので、まずは夜を対象に考えていくべきかと考えている。今回のガイドラインの中では触れてはいないが配慮は求めたいと思っている。

【委員】

　輝度の話の前に点滅をどうするかといった議論があった際、点滅だけを規制してもという流れがあった。点滅だけを禁止するのは、それでよいのかなといったところがある。

　次の対象地域については、これでよいか。特に第一種低層住居専用地域から市街化調整区域を入れているがそれでよいかということと、それ以外の地域で地域の境界線から50ｍで発光面がガイドラインの対象地域に向いているというのはよいか。

【委員】

高さは含まれているのか。

【委員】

　高さは配慮事項として入れている。しかし、数値的にどうかといわれると決めきれてない部分がある。

【委員】

　漠然とした高さですよね。

【委員】

　許可申請の前に、LED等の照明をどこに設置するか、それがどれだけの高さで、どの方向を向いていて、輝度がどれくらいで、どうなるのかを協議して、示していただく。数値的には分からない。

【委員】

　この考え方だが、住居地区の住環境を守るという視点でみると、正対しているかどうかが非常に重要で、例えば高さに関していうと、中層の集合住宅の前に近隣商業地域があって、50ｍ以内で、サイネージがついて中層の家の窓に差し込む部分を制限したいというところがあると思う。そう見ていくと高さを想定していくのは難しいのではないか。曖昧で守りにくい感じが確かにするが、想定しようとすると、車の目線など他の目線も含めると、中層の住宅に対するガイドラインができないように感じた。曖昧だけれども、むしろ方向について頑張ってガイドラインを守っていただくようなことがよいと思う。そこで事務局に質問だが、大型看板等の掲示に関して、例えばあるガイドラインで広告に規制がかかっているような場合の向きや面積比、角度等の決まりはあるのか。

【事務局】

現行の屋外広告物条例の考え方でいくと、面積だけで制限をかけているので、その区域で向きに関わりなくどれだけの面積のものがあるかというのが基本的な考え方になっている。

【委員】

そういう意味でいくと、ここではっきり角度については、具体的に皆様のご意見をいただいて。一番ゆるいのは「正対」だと思う。あと、規制区域に対して延長線上でずっと引いていったときにひっかかっている場合に、仮にちょっと角度がふっていても、規制区域には必ず正面が入ってしまうというのはまずアウトといった話ができれば一番いいのかもしれない。あとは、ＬＥＤ自身の直進性といったところもあるので、最近拡散もしている訳だが、直進性があるので「正対を禁止する」というのが一番ゆるいガイドラインかと思うが、皆さんはどうか。

【委員】

正対が一番いいと思うが、例えば、普通表示するとなると壁に取り付ける場合もあるが、ポールを立てて設置する場合もある。表示の方向と言うのは、例えば道路に面して直角に見えるような形かと思う。その向こう側に住居地域があって、その道がカーブしていたら、当然光がそちらに行ってしまう。なので、方向性というのはほとんどかかってくるのではないか。正対以外は。正対するというのは要するに看板の意味がないということではないか。

【委員】

ただ、窓の中に差し込んでいるといって住居地域で苦情が出ているというのは事実である。正対したところにはつけられないというのは小さそうで割と効果があると思う。カーブの道はあきらめましょう、裏はあきらめましょうということになる。カーブの道がどこまであるかだと思う。

【委員】

そうですね。方向性がどこまであるか。

【委員】

とにかく真正面は、はっきり光の動きまで写りこんでいるといった状況が見受けられることがよくあると思う。そこに住居がないといった状況が作られたらと思う。とはいえガイドラインなので、無視しようと思ったら無視もできるわけだが。

【委員】

設置する市町村の考えもあると思うが、逆向きだと別に構わないことにはなる。確かに区域に向いているというのはかなりの所が対象になるのではないかと想定する。それぞれ現地に行かないと分からないが。

【委員】

今更だが、どういう苦情があったのかというのを一番初めのときにまとめてくださいとお願いしていたと思うが、回答がなかった。この状況であれば、こういう苦情があるんだなという知識がこちら側にないのでどういう影響になっているのかが分からない。例えば先ほどのカーブの道でも、ずーっといけば方向が向くかもしれない。それもとるのか、本当に目の前がカーブであれば光の影響はあるかと思うが、ずーっと行けばまたカーブがあって、でも看板はそちらを向いているとそれもとるとなるとちょっと難しいかなと思う。一番初めにどういった苦情があったのか、こういう場合にこういった苦情がでるんだなということが分からないとなかなか難しいなと思う。

【事務局】

実際に、苦情として聞いた中では、共同住宅への店舗なりパチンコ店の看板の写りこみといった苦情が出ている。その際に区域や地域にまたがっている場合もない場合もあるとは思うが、写りこんでいるものはまずアウトと思っている。看板であれば道路に向かって車の進行方向に置くような看板もあるので、そういったものまでを対象にするかしないかといったところが、本日の議論のポイントになるのではと考えていた。

【委員】

そういった意味で、50ｍの範囲での検討というのが数字目標としてやはりある。バッファゾーンが50ｍであるから、50ｍをひとつのガイドラインにして線引きをし、50ｍ以内でどうなるかをやってみるかですけどね。サイネージは100ｍでも見通しがいいと見えてしまうのだが。強く光がかかっていくか、光の伸びがそこまで直接届くかどうかというのもあるので、まずは50ｍでの状況を見定めるということではないか。

【事務局】

当初、数値を設定している中では、100ｍを挙げていた。だが、現場に行く中で、光自身は届くと思うが、どう感じるかといった部分では50ｍの範囲で大丈夫ではないかといったことで、距離については一旦修正している。

【委員】

50ｍ以上あったら向いていてもよいということか。

【事務局】

そうです。影響は少ないだろうと判断している。50ｍの中では向きがどちらかといったところだと思っている。

【委員】

今はそうかかれてはいないが、今後そうしたらよいのではないかという意見。

【委員】

色々な法令の制度や条例も含めて大体50ｍというのはよく設定されるので、とりあえず今はその設定になっている。100ｍになると、もっときつくなるかなと思う。ガイドラインとは言え、できるだけ守っていただいてそれで実現していくという方がいい。ということであまり延ばすのはどうかなと思う。どうでしょうか。向きとしてはこういった表現で仕方ないかなと思う。

【委員】

住居地域から出て行って、その看板にメリットはあるのか。例えばレストランやコンビ二は地元の人なら大体知っている。なので、何が何でもデジタルサイネージをつけなければならないという必要性はないのではないか。だから50ｍ以内ならば近いので、これくらいの規制をかけていても、僕自身は問題ないのではないかと思う。むしろ反対に住居に向かう人は帰る際にコンビ二等を利用する可能性があるので、そちらに向けてはデジタルサイネージをつけたらよいと思う。住居以外の反対側には規制はかからないんでしょう。その点では、ありがたい、理の通ったものじゃないかなと思う。広告主という立場からすると、住居側に向けてやらなければならないということはないと思う。

【委員】

最近はだいぶ減ったが、高架の鉄道に向けて出したいといって他の建物の屋上ごしに広告を出される方もいらっしゃる。住居系だとわりと低く抑えられるので、うちの看板を遠くから出してあっちの鉄道に見えるようにしたいといったことも、かなり減っているとは思うがあるのではないかと思う。

【委員】

新幹線なら300ｍ離しなさいと言われているが、それを考えると50ｍは緩いなと。まだ我々としてはありがたいなという感じを受ける。

【委員】

新幹線の場合も新幹線から300ｍかもしれないが、ここで言っているのは住居系地域の境界からなので、妥当なのかなと思う。

【委員】

そこをきっちり書いていただくということですね。読み取れるように。

【委員】

もちろん協議の段階でどうこうといった議論はあってもいいと思うが、一応ガイドラインとして、数値として50ｍというところで守れるだろうと。きついかもしれないとは思いつつ、どういう状況になるのか分からないので、実際に周りにどういった地域があるのかでも変わってくるのでどうかなとは思う。現場ではないので、抽象観念的にしか今頭の中にはないわけで、やむをえないというか、50ｍというのは先ほど申し上げたとおり条例でよく緩衝地帯やバッファとして設定されますので、法律家としては常識的な範囲だと思う。もちろんそれ以上でもいいとは思うが。

【委員】

50ｍはいいと思うが、方向については家のレイアウト、窓の位置、角度等で変わってくるので、表現からすると、ここに書いていただいているから、向いているものという形で、後は現場、現場でご判断いただくというのが一番いいのではないかと思う。

【委員】

光としては、直進ですよね。拡散するという、それも広げて解釈して考えるのですか。それとも看板の端から直線で考えるということですか。

【委員】

直進で考えている。

【委員】

向いている向き方が色々あるので。

【委員】

先ほど委員がおっしゃっていた、拡散するというのはあるのか。

【委員】

性能が上がれば上がるほど多少拡散するところもある。正対しているものと書けば、90°ということが示すことができるので、「向いているもの」とすると方向を定められないが、正対するとすれば、2ページの記載内容でだめということになるので今の話が総括できると思う。

【事務局】

極端な話で言うと、1°でも振ってしまえば正対しないということになるのでそのあたりをどう判断するのか。

【委員】

こういうことかなと思ったんですが。(図1参照)

【委員】

そうそう。私も同じ意見です。

50ｍ

住居系地域

**NG**

**OK**

その他

50ｍ

【委員】

1°振ろうが10°振ろうがひっかかるかどうか。アウトかセーフかそういう考え方かなと思うんですけど。

【委員】

要は、1°振っても50ｍ以内でどこかに引っかかればアウトなんですよ、住居地域に。1°振ったくらいだったら絶対にアウトになる。50ｍが大事なので。なので振れるんですよ。広告事業者の人が振れる。これは90°向いていようが50ｍ以内にいる人にとってはどっちにしても引っかかるので、振って逃げる方法はない。

【委員】

広告面から50ｍの筒が出ているとして、それを振り回して、それが対象地に入りますか、入りませんかということでいいのかなと思う。

【事務局】

50ｍの場合に、角度によってはセーフになるものとアウトになるものがでてくるといったことですよね。

【委員】

それで言うと思う。先ほどの、道路に対して直角に見せたいといった時には、延々と商業地域のところに向いているので。

【委員】

道路はセーフになるかも知れませんが。

【事務局】

境界から50ｍというよりは、発光体から50ｍの範囲に住居があるかどうか。

【委員】

そういう考え方の方が素直かなと思う。

【委員】

境界も50ｍだが、発光体からも50ｍというのは色々なところで使われているガイドラインや数値目標だというところがあるので、どちらにも使えばよいと思う。そうすると、指導する方も距離を測るだけなので、論理的にどうなのかという話はできるでしょう。逆に広告主の人が、真正面が50ｍ強あって、住居地域に大きなデジタルサイネージを出したくても、真横を向いていれば絶対にあたらないので出せる。それだと、住居地区に対する影響というこのガイドラインの目的は達成するのではないか。

【事務局】

デジタルサイネージの真正面の50ｍの間に住宅があるかないかということか。

【委員】

そういうことです。

【委員】

例えば55ｍのところにきた場合、眩しくないのか。

【委員】

それは眩しいかもしれない。

【委員】

それは照度の関係とカンデラが関係してくるだろう。

【委員】

そのときは、55ｍの方との個別の対応になる。

【事務局】

本当は、大きさや輝度によって違ってくるのだろうが。

【委員】

一回800ｃｄ/ｍ２を守っていただきながら、50ｍでどこまで苦情がでるか、また苦情の数も見えてきたらいいなと思う。

【委員】

対象地域の表現にプラスするかどうかかな。この表現を置き換えるとなるとまた考えなければならなくなるので。

【事務局】

仮に50ｍの範囲で区切ったとしても、向きというのが大きな要素になってくると思いますので、50ｍと書いても正対するものだけが縛られることになり、正対しないものに関しては、これには全く縛られないことになる。であれば、発光体から50ｍのところで住居系用途地域にかからないという考え方で、もう少し整理していく方がシンプルだと思う。

【委員】

この文章を変えてしまうか、そのままの文章でプラスして書くか。

【事務局】

今書いている表現では、正対しているものしか対象にならないので、角度が振れればその分近づいてもセーフになる。仮に50ｍの範囲にあっても、振っている場合にはセーフになってしまうので、50ｍの記載の意味がなくなってしまう。角度を振らない限り50ｍという記載はいきてくるのですが、角度を振った瞬間に50ｍ内であってもセーフになるものが出てきますので、書き換えた方が分かりやすいかと思う。書いた上で伝わるのかどうかをご確認いただいて、審議会にかけるのであれば次という流れに持っていきたい。

【委員】

スケジュールの関係で申し訳ないが、できれば今日この案を了解いただいて、それで審議会にかけたいということだと思う。なので、今言ったものでいいのかどうか。発光体から50ｍで上記の地域にかかるかどうかという表現でいいのか。

【委員】

設置する人がどちらの方が読みやすいかだと思う。規制内容を追加する場合は、制限のかかるエリアを定めておいて、そこが引っかかる可能性があるということを伝えて、なおかつこういう条件のものとしたほうがよいのでは。そういう書き方をした方が、そもそもこのエリアはそういったことを気にしなければならないというが伝わるので分かりやすいのかなと思う。

【委員】

問題は発光体から50ｍにひっかかる云々でよろしいでしょうかというところ。50ｍというのは変更しないので。

【委員】

結構です。

【委員】

あとは、輝度だと思う。

【委員】

ではそれで、私に一任していただいて後は事務局と相談させていただく。訂正した表現については、欠席の委員もいらっしゃるので、委員の皆様にお送りさせていただくということで。

それでは、先ほどの輝度ですが、大阪大学の実験があるが、まだまだ検討をしていかなければならない部分がある。ただ既存にあるものとしてはＣＩＥのガイドラインがある。これの輝度を参考にさせていただこうと思っている。800ｃｄ/ｍ２か1000ｃｄ/ｍ２になるが、800ｃｄ/ｍ２にさせていただこうかなと思っている。もちろん日没後の輝度が800ｃｄ/ｍ２以下ということにしている。

【委員】

大阪大学での実験結果とほぼ同じだったのか。

【委員】

大阪大学の実験結果は400ｃｄ/ｍ２。実際の評価はもっと厳しくて、実験結果だけを見ると、評価としては「点灯しているだけでアウト」ということになる。しかしながら、私は400ｃｄ/ｍ２はきつすぎると思っている。今選ばれている内容の800ｃｄ/ｍ２でよいのではないかと思う。1000ｃｄ/ｍ２はちょっと緩すぎる。実験結果は400ｃｄ/ｍ２でアウトだったので。

【委員】

大阪大学でテストを受けさせていただいて感じたが、それだけに注目して暗闇の中でやっていると、段々疲れてくるのと同時に、嫌悪感を覚えてきて最初の実験と最後の実験では同じものでも眩しいと感じるような気がした。そういうのは実験の結果としてまた修正していただいているかと思うが、大体そういうものなのか、実験というのは。

【委員】

そうですね。その代わりＮ数をたくさんとって、極端にはみ出たものを外して見ていくということ。実験データ自身をきちんと偏りのないデータとして収集し評価するというのは、アカデミックな研究なので価値があると思う。それに対して現実空間でどこまでその数値を理解しつつ利用するかといった話だ。そういう意味で数字が一致してきたのはおもしろい。例えばあの実験に参加されていると、本当に真っ暗なところでやっている実験なので、ＣＩＥで行くと「区域1」のような状態になっている。区域１は50ｃｄ/ｍ２でアウト。そういう意味でいくと、ＣＩＥ自身の国際的な基準の数値と実験結果の比較を昨年度の最終回の委員会でも皆さんで数字を見てやったかと思うが、800ｃｄ/ｍ２くらいとの結論としてよいのではないかと思う。

【委員】

調べてきたところ、1000ｃｄ/ｍ２はプラズマテレビと同じ輝度らしい。我々、プラズマテレビを見ていてとてもきついといった感じはあんまりしない。800ｃｄ/ｍ２にはこだわらず、例えば1000ｃｄ/ｍ２等一番きりのいい数字でという可能性はないのか。

【委員】

プラズマテレビや液晶テレビの面の発光の仕方と、ＬＥＤのドットのサイネージでの光そのものの質が違うので、そこは少し心配ではある。よく同じデジタルサイネージでも駅などにあるテレビ型のものは見ていても不快ではない。テレビ型のものとドット型のものは随分違う。屋外広告物はドット型なので、大阪大学の実験結果だけを見ると、1000ｃｄ/ｍ２というのは全く許容の度外になる。

【委員】

メーカーに聞いたところ、昼間は3000ｃｄ/ｍ２から4000ｃｄ/ｍ２、夜が一応1500ｃｄ/ｍ２で照度センサーを内蔵して、周辺の照度に応じて自動的にセンサーが感知して変えている。もうひとつの会社は、昼間は5000ｃｄ/ｍ２で夜間は800ｃｄ/ｍ２から900ｃｄ/ｍ２。800ｃｄ/ｍ２というのもある意味妥当性があるのかなという感じもする。業界としては少しでも値を上げておいていただけるとありがたいので、1000ｃｄ/ｍ２でどうかと考えている。

【委員】

今回は設置を規制しないので、要はコントロールしてもらえればよいという話になる。今おっしゃっているように例えばちゃんとした製品は必ずコントロールできる、逆にコントロールできない製品でなくて、コントロールできるものを売っていただける仕組みでもあるとは思う。

【委員】

昼間は我々も3000ｃｄ/ｍ２以上だろうと想定している。ただ、夜間になると1000ｃｄ/ｍ２でよいかどうか。1000ｃｄ/ｍ２だとかなりきついかなと思う。時間帯も関係してくるとは思うので何時から何時というのも決めなければいけないのかなとも思う。ただそれを決めるとどんどん細かくなっていくので、とりあえずは日没後800ｃｄ/ｍ２でどうでしょうか。もちろんそれが困るという広告主もおられるとは思うので、その場合は1000ｃｄ/ｍ２となってくると思う。

【委員】

逆に800ｃｄ/ｍ２でもまだ苦情が出て、だめだということも十分ありえる。住居地域でデジタルサイネージを禁止にせずに輝度を落として使えるようにしようというのは広告主にとってものすごく価値があると思う。ヨーロッパなどの先進国の住居地域は、おそらく最初からＮＧだろう。内照看板そのものがアウトだったりもします。そういう意味で、許容範囲の大きい判断だと思う。

【委員】

大体、日本が明るすぎるんですよ。

【委員】

対象地域限定ですからね。

【委員】

先ほど委員も仰った苦情の話ですが、明確にデータとして挙がってくるのは光害の関係が出てくるので、そうではなくて問題があっても事前段階で解消されている部分もある。そのあたりが数値データがあがってこない。先ほどの事務局の説明のとおり、我々が聞いているというのはそういうことです。各地方公共団体、市町村の担当からいくとこういうことになる。それを統計データとして使えるかというと使えない。公的な統計データとしては光害になってしまう。光害は問題外なので、このような議論をする必要はなにもないんですが。

【委員】

今、福岡でＬＥＤ規制を検討していると聞いているが、具体的にその内容というのは把握されているか。

【事務局】

記事が出ていたので、福岡市に直接電話をして確認したのですが、マスコミが先走ったようです。過去に屋外広告物条例をつくってから更新をしていなかったので、時代に合わせて更新していきましょうという中の一つの項目としてＬＥＤを対象としていく必要があるのではないかという話が出ているといったレベルのようだ。今年度に議会及び審議会にかけて調査を行い、来年度に条例改正できればとのことですので、具体的には今年度後半から来年度にかけて分かってくるのではないかなと思っている。信号機とＬＥＤ広告があることによって、信号機が見えにくくなるという観点で今は議論を始めようとしているようだ。

【委員】

そちらの方が危ないですよね、商業地で規制がかかるので。我々がやろうとしているのは住宅が眩しくないようにしているわけですから。

【委員】

大阪のど真ん中で、ネオンギラギラのところで規制をかけようという話と同じになる。

【事務局】

そこは市という部分と府という部分で着眼点の違いというのは出てきているかと思う。

【委員】

後は、文言で気になったところがある。4ページだが、6ページと比較してもらえれば分かりやすいが、6ページでは「ＬＥＤ等照明による屋外広告」という表現になっているが、4ページでは「ＬＥＤ等照明」になっている。ＬＥＤ等照明による屋外広告まで書かないと話が通じない。「ＬＥＤ等照明による屋外広告は」に訂正していただきたい。

【事務局】

承知しました。先ほどの議論の中で、若干気になった点があるのでお伺いしたい。テレビ型とドット型が出ていたと思うが、屋外広告物でテレビ型が出ている可能性はあるのか。基本的に駅の中等に多い印象があったのだが、駅の中であれば、テレビ型を想定する必要は全くないと思っている。

【委員】

あります。ガラス壁面の内側。規制外ですよね。

【事務局】

規制外ですね。

【委員】

現状、露出して付けることができない。ボックス内に入れないと。

【委員】

あまり大きいものもないですよね、製品として。

【委員】

日没後の輝度は800ｃｄ/ｍ２以下を目安とするということでよろしいか。

(意見なし)

【委員】

それではその他の配慮事項だが、何かありますでしょうか。

【委員】

輝度といったことではないのだが、ＬＥＤの場合音源もあるかと思うが、音の規制はどうしているのか。

【委員】

音というのはどういったものか。

【委員】

音楽とかコマーシャルとか。住居の方だと、結構うるさいかと思うが。

【委員】

画面が動くようなもので、それでかつ音が出るものか。

【委員】

パチンコ台の宣伝で、製品名を言ったり。

【委員】

それは騒音規制の条例や法律で制限が入るのではないか。

【委員】

当然入ると思うが、騒音規制に引っかからないものなのでは。

【委員】

極端に言うと道頓堀でも、結構音がしているものもある。

【委員】

騒音規制の地域規制かと思う。この地域では何デシベル(以下ｄｂ)のようなやり方をしているので、例えば住居系に向かって音がどうかということか。

【事務局】

広告という考え方で行くのであれば、音も広告という概念に含まれるとは思う。それを屋外広告としたところで、あくまで目に入るものしか屋外広告物条例の対象にはなってこない。次にガイドラインに落とし込んでいきますと、内容に盛り込むというのは難しいので、配慮事項の中であえて書く方がいいのか、そこは触れない方がいいのかという議論になると思う。屋外広告物から外れるといえば外れるが、そうはいいつつ同じ業者さんがされるという観点から一歩踏み込んだことまで言うのか、屋外広告物条例の対象にならないというところで踏み込まないのかといったところの議論かと思う。

【委員】

でも、項目には、一応配慮事項と書いてあるでしょう。

【委員】

ガイドラインなので、もし検討するべきだということで、配慮すべき事項に入れてもよい。

【委員】

基準がないので、色彩の次に項目を立てて「可能な限り小さな音とする」というような漠然としたものにするとか。

【委員】

ｄｂでは書けないが、実際にどれくらいの音が出るのか、機械で分かるんでしょうね。設置するときにどれくらいの音量なのか、音なのか。

【委員】

大阪大学での実験に関わってくれた先生は音のガイドラインをすごく作られてて、高音・低音、騒音等項目によって大きく違う。なので、ここに簡単に書くことはできない。

【委員】

漠然として書けばいい。環境基本条例関係の騒音規制の方で地域設定とする地域で何ｄｂかといった記載があると思う。

【委員】

当該地域に準ずるといった書き方か。

【委員】

それがこの地域と食い違う可能性がある。

【委員】

騒音規制は用途地域に準じるものではなかったか。

【委員】

用途地域に準じるものだが、ずれが生じる場合がある。

【事務局】

例えば、音に限ってしまうと特化されてしまいますので、「その他の環境についても配慮する」といったような書き方がよいのではないかと思うのだが。

【委員】

音だけではなく、臭い、振動もあるといったことでしょう。

【委員】

お互いの話し合いになる。また、窓口でやらなければならないので、窓口が困るようなガイドラインも困るので、できるだけ数値化したいという思いはある。配慮事項とするしかないのか。

【事務局】

数値化してしまうと、完全に環境の方にいってしまう。どこまで緩やかに書くかといった部分で、音だけを特化して書いてしまうと、狙っている感じが出てしまうので、その他環境ということで、個別判断にはなってくるが、窓口の許可業務の中で、担当者の判断で言うことができるようになるのではないかと思う。

【委員】

今、事務局からあった発言のような表現でよろしいか。文章についてはまた後で見ていただくということにしたい。

【事務局】

先ほどの説明で抜けていたのだが、2ヶ所ほど具体的に数字を挙げている。深夜時間帯への配慮で、平均輝度400ｃｄ/ｍ２が参考になると思われるという部分と、色温度である3000ケルビン以下と記載しているが、こちらについてもご議論いただければと思う。

【委員】

深夜時間帯をどう考えるかによる。

【委員】

測定器はあるのか。

【事務局】

現時点ではない。ただ、ガイドラインを作っていく中で輝度計を用意していく必要はあると思う。これについては、今後の検討課題の一つだと考えている。

【委員】

輝度計、高いですよ。

【事務局】

一番シンプルなものでも、70万から80万円程度すると聞いている。

【委員】

大手の岩崎電気は持っている。これは実際に測るのは無理なのか。

【委員】

設置されたときの設定で、輝度をガイドラインに沿って選んでいただくしかない。

【委員】

時間が経つと、プラズマでも輝度が下がってくるかと思うが。おそらく外照も下がってくるのではないか。

【委員】

逆に初めの輝度が高いという可能性もある。実際の数値よりも、広告の場合は、初期の補正はかかっていないかもしれないので、120％などで点灯している可能性があって、少ししてから正しい数値になる可能性もある。

【事務局】

既存は無理だが、新たな設定に関しては可能性がある。

【委員】

既存については許可の更新の時に配慮するのがよいと思う。

【委員】

ただ、機械上の設置で選んでもらえばよいだけ。

【委員】

既存のものだけその設定がなかったらどうするのか。

【委員】

あきらめてもらうしかない。既存不適合ということで。

【委員】

既存不適合を考えると、あまりきつい基準は無理だろうと思う。

【委員】

クレームのあるところは、既存のものがあるところだと思うが。

【委員】

既存のものもある程度選べるのではと思っている。皆さんがＭＡＸにしているだけで。

【委員】

変更できるなら問題はないが、既存のものを調べたわけではないのでなんとも言いがたい。

【委員】

大阪府には輝度計をご購入いただかないと。これを運用するのには一つは絶対に必要。

【委員】

測るのは盤面の距離で測るのか。輝度計を買ったとしても、実際に看板は高いところにあるので測る作業ができるのか。

【委員】

輝度計は距離とあまり関係がないのでざっくりとは測れると思う。

【委員】

周りの看板の光を受けてしまったりはしないのか。他の光を受けてしまうと正確ではなくなってしまうので。

【委員】

色温度 3000ケルビンというのはどうか。

【委員】

サイネージで画面が出ている場合は、決めようがない。単色の色が文字看板の場合、強い白のものでなく、オレンジの方がよいといったような解釈だとするなら、いいと思う。

【委員】

何もないよりは、あった方がよいのか。今までの議論の中でも、やはり白がきついといった話が出ていたかと思うが。

【委員】

数字というより、電球色が3000ケルビンくらいと書いているようなものに感じる。

【委員】

この数値データは入れておいていいか。あくまで目安だが。

深夜時間帯の400ｃｄ/ｍ２はどうするか。一応参考になると思われるといった書き方になってはいるが。

【委員】

いいのではないか。参考となると思われるといった書き方の方が。

【委員】

できればといった書き方になっている。問題は深夜時間帯をどのように設定するか。

【委員】

これは住宅街の中のお寿司屋さんの電照看板等が対象になる。それは絶対に400ｃｄ/ｍ２でも見える。

【委員】

3000ケルビンというのは絶対温度か。そんなに高いのか。

【委員】

蝋燭の炎の色が2000ケルビンなので、実際の温度ではなく色温度。

【委員】

深夜時間帯というのは何時から何時にしていたか。

【事務局】

当初、時間帯を設定しようかという話もあったが、色々と話を進めていく中で、今深夜時間帯というのを厳密に定義できるのかという話になったので、一旦時間帯を定めず出させていただいている。

【委員】

解釈によってだいぶ変わってくるかとは思う。住宅地でもどういう住宅地なのかによって違うかも知れない。

【事務局】

お店自体もどんどん深夜まで営業するようになってきているので、どこなんだというのは事務局側から簡単に提案できるものではないのかなと思っている。

【委員】

あとは現場の市町村かと思う。市町村に行くと、例えば9ページにある池田市はまちづくり課がやるということは、単に照明だけではなく、地域のまちづくりになるのでそれも含めて協議が必要かと思う。

【事務局】

市町村の窓口については、現在大きく2つに系統が分かれており、都市計画系と環境の方で担当されている。若干ニュアンスは変わってくるのかなと思う。

【委員】

では、深夜時間帯の配慮としては具体的な時間を設定せずに、実際に業務を行う許可申請の際に協議していただくということで、このガイドラインについては、深夜時間帯の配慮という表現だけで終わらせていただく。できればＣＩＥの400ｃｄ/ｍ２というものを参考にするという表現でよろしいか。

(異議なし)

【委員】

まだ時間はありますが、あと何かありますでしょうか。私の方に預からしていただいたものについては早急に案を考えて、皆様に確認させていただきたいと思う。

【事務局】

事例として抜粋しました資料について、上の方が天満橋で577ｃｄ/ｍ２のものになる。下の方がパチンコ店だが1700ｃｄ/ｍ２になっている。800ｃｄ/ｍ２を用意したかったが、近いものがなかったので、次点で近いものとしてこのような形になっている。

【委員】

これはちなみに住宅街なのか。

【事務局】

住宅街ではない。あくまで事例として出している。

【委員】

上の照明は動くのか。

【事務局】

動く。

【委員】

将来的に、私の個人的な感想だが、先ほどの福岡市の例にもあったが、単にＬＥＤ等の規制については各町に出てくると思う。それも考えなければならないが、その前に大阪府としてどういう風にしたらよいのか、マイナス面だけではなくプラス面もあるのでうまくメリハリをつけて、こちらは規制して、こちらはうまく工夫して広告を発展させてくださいとしていかなければと思っている。そのため、条例で硬く規制するというのはとても難しいと思う。ガイドラインで実際にやってみて、その経験の積み重ねでやっていく、柔らかい手法がいいのかなと思う。私だったらこうだというご意見もあるかと思うが、皆さんの合意の上でやっていきたい。文言の編成もあったが、とりあえずこれが部会の結論ということでよろしいか。

【事務局】

それでは今ご審議いただきましたので、委員と調整いたします。その上で、委員の先生方にも諮らせていただきたいと思います。全体を見直しますので若干編成が変わること等もあるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。今後の日程については改めて調整いたします。本日はありがとうございました。